

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【公開番号】特開2013-85679(P2013-85679A)

【公開日】平成25年5月13日(2013.5.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-023

【出願番号】特願2011-228528(P2011-228528)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 E

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月17日(2014.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体部材と、この本体部材の前面側を覆う前面扉と、この前面扉を開放操作するための操作機構とを備える遊技機であって、

前記前面扉が、対向する一対の端縁部でそれぞれ軸支機構により遊技機本体側の部材に着脱可能に軸支され、

前記操作機構を操作することにより、前記一対の軸支機構における軸支状態のうちのいずれか一方を軸として開閉可能に構成され、

前記対向する一対の端縁部の間における実質的に中央の位置を介して、前記前面扉と前記遊技機本体とが電気的に接続されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記前面扉と前記遊技機本体側の部材とが配線により電気的に接続され、該配線が、案内部材により保持されながら案内される構成となっていることを特徴とする、請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記案内部材が折り畳み自在に構成されていることを特徴とする、請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記前面扉に、折り畳まれた体勢の前記案内部材を収納可能な凹入部が形成されていることを特徴とする、請求項3に記載の遊技機。